



6月の「火薬類・危険物の危害予防月間」にあたって

平成 30 年 5 月
那覇産業保安監督事務所
所長 玉 城 秀 一

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

さて、経済産業省産業保安グループでは、各都道府県及び各指定都市の共催によって、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的に6月10日から16日までの間「火薬類危害予防週間」を実施します。また、総務省消防庁では危険物災害の未然防止等のため、6月3日から9日までの間を「危険物安全週間」と定めています。

これらを受けて、沖縄鉱山保安対策委員会においても、6月1日から30日までの1ヶ月間を「火薬類・危険物の危害予防月間」と定め、鉱山における火薬類や火災等の危害予防のための保安運動を展開することとしました。

平成30年では4月末時点で、全国の鉱山での火薬類に関する事故として、発破による飛石が1件発生しております。本事故では、自動車や建物が破損したのみで、幸い負傷者はありませんでしたが、重大災害となる可能性があった事故となっております。

従いまして、火薬類の使用に際しては、発破規格等の遵守や発破箇所の状況に応じた適切な発破設計の確認はもちろんのこと、火薬類の適切な管理・取扱いに努められ、紛失、盗難等の防止措置にも十分な注意を払われるようお願いいたします。

また、可燃性天然ガス鉱山におけるガス漏洩防止対策、全ての鉱山における火災防止対策として、消火器等の適切な設置・管理等を着実に実施するようお願いいたします。

火薬類・危険物による災害は、鉱山で働く皆様はもちろんのこと、地域に影響を及ぼす可能性もあります。鉱山関係者におかれましては、この趣旨を理解され、この機会にそれぞれの職場において総点検・見直しを行い、事故のない安全で安心な職場づくりに努めていただくようお願いいたします。

火薬類の盗難防止措置は十分講じられていますか？

紛失・盗難等事故の際の通報体制は確立されていますか？

火薬類の運搬・携帯時の手順、容器等は適切ですか？

火薬類の受渡簿は正しく記載され、伝票は整理されていますか？

火薬類の取扱いを無資格者が行っている例はありませんか？

せん孔方向、せん孔間隔、せん孔長及び装薬方法等の発破規格は適切ですか？

発破時の警戒、連絡及び飛石防止対策等は徹底していますか？

発破後の検査、不発時の措置及び保安日誌等の記載は適切ですか？

天然ガスの坑井等からのガス漏洩防止対策は適切ですか？

保安距離、火気施設からの距離は確保されていますか？

油脂類等の貯蔵・保管所、取扱い箇所の管理は徹底していますか？

消火器等は、わかりやすい所にありますか？

<平成30年度 鉱山保安標語入選作品>

後でやろうじゃもう遅い いつやるの 今でしょ

山城 真吾（丸波鉱山）

保安運動「火薬類・危険物の危害予防月間」の実施要領

平成 30 年 5 月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期 間

平成30年6月1日(金)～30日(土)までの1ヶ月間

2. 趣 旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図る。特に本月間では、より一層の火薬類・危険物(石油・油脂類等)の取扱・管理等の諸対策を推進することにより、未然に火薬類の紛失・盗難、発破及び危険物による危害の防止に資することを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

(1) 保安委員会(保安会議・グループ会議)等の開催

鉱業権者又は保安統括者(保安管理者)が中心となって、保安委員会等を開催し保安運動の意義・趣旨について、鉱山従事者全員にその周知徹底を図るとともに、火薬類・危険物の取り扱いについて見直しを行い、災害の未然防止のための認識を深める。

(2) 火薬類及び危険物・可燃性天然ガスの管理強化及び災害の防止

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)、作業監督者及び鉱山従事者等による調査班を編成し次の事項について一斉点検を実施し、その結果を検討するとともに改善を必要とする事項については早急に措置する。

また、必要に応じ、保安規程及び作業手順書(作業マニュアル)の実施状況についても確認を行い、その内容を評価する。

火薬類について

発破作業従事者の再教育、火薬類取扱者の識別措置の実施

火薬類の請求、納品、消費、返還時の管理体制及び紛失・盗難防止措置

火薬類受渡簿(受払簿)の記載、請求、納品、返還伝票の保存

火薬類の運搬、携帯時の状況(携帯容器を含む)、受け渡し箇所の指定

せん孔長、間隔、方向、装薬量等の発破規格及び発破作業手順

飛石等発破災害防止対策

発破時における退避及び警戒体制

発破後の検査及びその結果の記録保存

不発時等の措置、対策

雷、静電気等による雷管の暴発対策

火薬類の盗難、紛失事故及び災害発生時における連絡体制

危険物・可燃性天然ガスについて

可燃性天然ガスの坑井、貯蔵・処理施設、配管における漏洩防止措置

可燃性天然ガスの坑井、貯蔵施設等からの保安距離、火気からの距離の確保

ガス漏洩検知器、ガス遮断壁、障壁の管理

油脂類の貯蔵・保管所、取扱い箇所の管理

消火設備の適正配置、管理及び火気禁止等の表示

4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山を巡視して相互に啓発しあう。

また、ビデオ上映会、講習会等の可能な手段により、効果的に運動を推進する。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び推進票を各鉱山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援をする。

保安運動「火薬類・危険物の危害予防月間」推進票

(火薬類の取扱のない鉱山は下記 16 以降、天然ガス鉱山は下記 13 以降チェックしてください)

鉱山名 _____

点検年月日: 平成30年 月 日

点検者氏名: _____

点検項目	チェック	備考
1. 火薬類等の作業従事者への再教育	[]	規 30-4
2. 火薬類取扱者の識別措置の実施	[]	
3. 受渡簿、請求・納品・返還伝票の整備、保存	[]	規 13-4
4. 火薬類の運搬時の管理、携帯容器	[]	措 11-7-(4)(6)
5. 火薬類受渡箇所の指定 (警標・柵囲の有無)	[]	規 13-1
6. 発破規格・作業手順の遵守	[]	規 27-1
7. 飛び石防止対策	[]	措 11-11-(3)
8. 警戒・退避連絡体制	[]	規 13-6
9. 発破後の検査、検査結果の記録	[]	規 13-7
10. 不発時等の措置、対策	[]	規 13-8
11. 静電気による暴発防止対策 (装薬時の除電方法等)	[]	規 13-5
12. 雷発生による暴発防止対策	[]	規 13-5
13. 天然ガスの漏洩防止措置	[]	
14. 天然ガスに係る保安距離・火気からの距離	[]	
15. 漏洩検知器、ガス遮断壁等の管理	[]	
16. 油脂類の管理	[]	
17. 消火設備の管理	[]	規 15-2
18. 事故・災害発生時における連絡体制	[]	
19. 保安規程及び作業手順書等の遵守	[]	規 27-1

[備考の「規」は鉱山保安法施行規則、「措」は鉱業権者が講ずべき措置をそれぞれ示す]

評価 (ただし、A:良好、B:部分改善必要、C:全体の見直し必要)

保安規程の遵守状況

(A 、 B 、 C)

調査項目

1.発破担当者氏名・資格・直請別

2.せん孔機械(機種、メーカー、型式)と運転作業員・資格・直請別

3.火薬類の使用

火薬類	年間使用量 H 年・年度	4-2 運搬(携帯・収納)容器		
		メーカー型式	材 質	大きさ(底×高)
マイト()	kg			
" ()	kg			
アンホ	kg			
雷 管(瞬)	本			
" ()	本			

4.火薬類の運搬等

(購入店名 :)

(運搬車両等: の車内・荷台)(運搬人数: 人)

(発破までの一時存置時間: 平均 分)

5.せん孔規格、装薬規格

ロッド径	mm		
ロッド長	m / 本 ×	本 =	m
せん孔間隔	縦孔 m	横孔 m	
せん孔角度	水平角度	度	
せん孔本数	縦孔	本 / 一回平均	
	横孔	本 / 一回平均	

凡例
親ダイ
雷管
込め物
アンホ

6. 静電気対策

- (点火器 メーカー、型式:)
- (アンホ装填機 メーカー、型式:)
- (アンホ装填機 アースの有無 : 本体... 本 ホース... 本)
- (装薬時の服装 帯電防止加工の有無:手袋(有・無)靴(有・無)衣服(有・無))

7. 雷による暴発防止対策

- (雷探知機 メーカー、型式:)
- (発破母線 メーカー、型式、延長)

8. 天然ガスの漏洩対策

- (坑井における措置:)
- (貯蔵施設等における措置:)
- (配管等における措置:)

9. 保安距離・火気からの距離

- (保安物件: 保安物件までの距離: m 距離不足時の措置:)
- (火気物件: 火気からの距離: m 距離不足時の措置:)

10. 漏洩検知器・ガス遮断壁

- (漏洩検知器 設置箇所、メーカー、型式、動作試験:)
- (ガス遮断壁・障壁 設置箇所、状態:)